

2018(平成30)年度総会に向けた 基調報告

一般社団法人 東友会
東京都原爆被害者協議会

本年11月16日、東友会は結成60周年を迎えます。

この記念すべき年を前にした2017年度は、核兵器廃絶への道と被爆者の施策の改善について、画期的な年となりました。

核兵器廃絶については、世界が大きく踏み出しました。7月7日に国連において、世界12カ国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択されました。そして12月には核兵器禁止条約の実現に向けてロビー活動に努めてきた平和団体「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」がノーベル平和賞を受賞しました。また、韓国と北朝鮮首脳が朝鮮半島の非核化で一致するなど、新しい動きもでてきました。

長年、わたしたち被爆者が切実に願ってきた夢が現実のものになりつつあります。

「核兵器禁止条約」はその前文で、「ヒバクシャ及び核兵器の実験の容認し難い苦しみと被害に留意し」「核兵器の全面的な廃絶のためにヒバクシャが行っている努力を認識し」この条約を協定したとし、これまでの被爆者の努力を高く評価し、第6条では、締結国に対して国際人道法、国際人権法に基づく被害者の援助にもふれています。

東友会は、日本被団協の呼びかけで始まった「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」をすすめる東京連絡会を2016年11月に立ち上げ、署名の輪を広げる運動に取り組むとともに、2017年3月に国連での核兵器禁止条約採択に向けての交渉会議が始まったときには、その成功を願って都内の平和団体とも連携を深め、国会議員会館での集会や緊急学習会、街頭でのアピールをおこなってきました。

この条約は、50カ国が署名し批准した後90日を経過した時点で発効することになっていますが、現在批准した国はまだ9カ国に過ぎません。

アメリカの「核の傘」に守られている日本政府は、この条約に反対する態度を表明し、国連での会議すらもボイコットしました。

日本政府は、毎年広島・長崎の平和記念式典に参加して、世界唯一の戦争被爆国として、核なき世界の実現をめざして、核兵器保有国と非保有国の橋渡しをする旨を表明し続けてきました。しかし、このことでも明確なように、政府は核兵器廃絶を実現するための主導的役割を全く果たしていないどころか、むしろ核兵器廃絶への国際世論に背いた態度をとり続けています。

アメリカのトランプ政権は、本年2月に新「核態勢の見直し（NPR）」政策を打ち出し、核兵器を小型化して通常兵器の反撃手段としても使えるようにするなどというトンでもない方向転換をしました。あろうことか日本の外務大臣はこの政策発表の翌日この政策変更を諫めるどころか、これを「高く評価する」などという声明を出しました。ロシアも

またこれに呼応して、核戦略の見直しを表明しました。これでは冷戦時代に逆戻りしかねません。核兵器はたとえ小型化して使用しても、一度使えばそれは核兵器使用の連鎖につながり人類滅亡への道へ突き進むこととなります。全く許し難い暴挙です。

核兵器廃絶への道は、人間の理性と冷静な話し合いによるしか解決方法はありません。私たちは、あの広島・長崎の地獄から生かされた者の使命として、無惨な死を遂げた同胞の姿と願いを伝え、世界の人びととともに核兵器廃絶への道を切り開かねばなりません。

被爆者の施策改善では、原爆症認定をめぐる道がふたたび広げられようとしています。このキーポイントとなったのは、私たちが支え続けてきた「ノーモア・ヒバクシャ東京第1次訴訟」での全面勝利でした。判決言い渡しに際して、高裁の裁判長は「判決要旨」をすべて読み上げました。これは、裁判所が被爆者に対する深い理解を示したものと思われま

す。この成果を生かすために、先の集団訴訟の終結に際して裁判で争わないと政府が約束した原爆症認定問題解決のために、私たちは、制度の全面改善を求めて最終的な運動を盛り上げなければなりません。

東友会の60年を支え続けた新聞「東友」は、400号を超え、東友会相談所には、2017年度にも1万5000件もの相談が寄せられました。都内各地で開かれた「地区なんでも相談会」も好評でした。日頃東友会の会合や行動に参加したことのない被爆者や被爆二世の参加が多く見られ、原爆症認定や介護の問題、被爆二世の医療制度などについての相談が相次ぎました。

被爆者と家族からの相談は依然として増加する傾向にあります。相談事業は東友会の事業の柱でもあり、今年度も一層の充実を図っていかねばなりません。

原爆被害の実相を語り残す運動は、都内各地の催しの交流を広げることができました。

2017年度の財政は、訴えにこたえた被爆者と支援者の協力と経費削減の努力が実り、特別な繰り入れをせず推移することができました。

被爆者の高齢化、病弱化は一層深刻化しています。会議や行動に参加したくても身体が動かないという被爆者が急速に増え、東友会の呼びかけに応じて行動に参加する被爆者はこの10年間で半分以下になりました。

地区の会の休会もつづき、1～2人の役員がかるうじて支えている会が増えています。新しい運動の担い手をより若い被爆者層に広げ、被爆者の総力を挙げるとともに、ひろく都民に呼びかけて、核兵器廃絶と、原爆被害に国の償いを求める運動を推し進めましょう。

2017(平成29)年度 事業報告

一般社団法人 東友会
東京都原爆被害者協議会

2017年度の重点目標

- 1.国連での核兵器禁止条約の実現とその実効を求めて力を尽くします。
世界各地から地域の隅々まで、被爆の実相を伝え広げます。
- 2.戦争への道につながるいっさいの法制・行政に反対します。
- 3.原爆死没者を追悼し、「原爆死」のありさまを伝え残すとともに、原爆被害への「国の償い」を求めます。
- 4.2018年11月を目途に、東友会結成60周年事業を企画します。
- 5.高齢化した被爆者に親身に寄り添う相談事業を、いっそう強化します。
- 6.ノーモア・ヒバクシャ東京訴訟の完全勝利をめざし、原爆症認定制度の抜本改正を求めます。
- 7.原発にたよらないエネルギー政策を求め、原発事故による犠牲者との連帯を深めます。
- 8.東友会の事業を広く知らせ、事業を維持、継続させます。
被爆者の高齢化に伴う協議会と法人のあり方を検討します。
- 9.東友会の財政の確立をはかります。

1.国連での核兵器禁止条約の実現とその実効を求めて力を尽くします。 世界各地から地域の隅々まで、被爆の実相を伝え広げます。

①国連での核兵器禁止条約採択

国連が、「核兵器を禁止する国際条約（核兵器禁止条約）」を2017年7月7日、122カ国の賛成（反対1、棄権1）で採択しました。東友会にも「私たちの悲願が国際社会を動かした」との感動の声が多数の被爆者から届きました。

日本被団協と東友会は、核兵器禁止条約の採択を歓迎し、ヒバクシャ国際署名の推進を軸に、日本政府に対して条約への参加と批准を要求しました。

核兵器禁止条約は前文で「核兵器の使用は破滅的結果をもたらす」と明記し、「核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）の苦難と損害に留意し」、核兵器の完全廃絶に向けた「国連、国際赤十字」や「ヒバクシャの取り組み」などの努力を高く評価し、禁止する内容については、核兵器の開発、実験、生産、製造、貯蔵、配備、移転、威嚇をあげています。

2018年4月には、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の最高責任者との会談が実現し、朝鮮半島の非核化に努力する共同声明が発表され、核兵器廃絶をめぐる国際情勢

が大きく動き出しています。

しかし、日本政府は、唯一の被爆国でありながら米国などの核兵器保有国と立場を一致させ、核兵器禁止条約の交渉会議に参加せず、採決にも欠席するという核兵器廃絶に背を向けた態度に固執しています。

これには全国の被爆者と核兵器廃絶を願う人びとから怒りの声があがり、政府と国会に対しての条約の批准を求める自治体意見書の採択運動に参加する被爆者が増えました。

***核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）のノーベル平和賞受賞**

さらに被爆者を勇気づけたのは、核兵器廃絶のロビー活動を世界で広げてきたICAN（参加101カ国、468団体）のノーベル平和賞の受賞でした。

12月の授賞式に日本被団協代表とともに参加したカナダ在住の広島被爆者サーロー節子さんがスピーチし感動をよびました。

受賞が発表された10月から55日間、ICANに参加するピースボートのヒバクシャ「地球一周証言の航海」に乗船していた木村徳子会員（世田谷区）は、スコットランド、米国と中米諸国を訪ね、各地でヒバクシャ国際署名を訴え、ニューヨークの国連本部でも証言しました。

***核兵器禁止条約の可決を求める東友会の運動**

東友会は、核兵器禁止条約採択へ向けた交渉会議に連動し、2017年4月20日に内藤雅義弁護士を講師に、「いまなぜ核兵器禁止条約か」と題した学習会をおこない、被爆者と被爆二世、関係団体から63人が参加しました。

国連での交渉会議が始まる時期にあわせてニューヨークでおこなわれる「核兵器を禁止する女性行進」に連帯した行動を日本でもおこなおうと実行委員会が結成されました。東友会はこの実行委員会に参加して、「6.17おりづるパレード」を250人の参加で成功させました。

新宿駅西口から甲州街道、靖国通り、大ガードという新宿の繁華街を土曜日に、幅1メートルもある折り鶴を先頭にパレードするというこの行動は、多くの人びとの注目を浴びました。

行動に参加できない被爆者には、「ぜひ折り鶴で参加を」と「東友」などでよびかけ、この行動のために4000を超える折り鶴が東友会に届き、パレードに参加しました。

②「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」運動

***東京連絡会と東友会の活動**

東友会は2016年4月にスタートした「ヒバクシャ国際署名」運動に、積極的に参加してきました。

2016年11月発足した「ヒバクシャ国際署名をすすめる東京連絡会」には東友会と東京都生協連、東京原水協、東京民医連、新婦人本部、東都生協など16団体が参加し、2018年3月末現在で東京連絡会が集めた署名は、48万1437人分となりました。しかし、そのうちの68%にあたる32万5625人分は、東京レベルの団体が各団体の全国本部に直接送付しています。

東友会は東京連絡会の事務局を担当し、2017年度に5回の会議を企画しました。しかし、全国連絡会に参加している東京レベルの団体の参加が滞りがちで、東京としての運動をすすめることが難しい状況が続いています。

2018年1月6日に浅草寺雷門前で「東京連絡会」と日本原水協共催の新春6・9行動では、被爆者が次々とリレートークをおこない、「ヒバクシャ国際署名」への協力を訴えました。東友会からは25人が参加しました。

東友会は10月26日に東京連絡会参加団体によびかけて、全国連絡会のキャンペーンリーダーの林田光弘氏を講師に迎えて、ヒバクシャ国際署名の学習会を開きました。学習会には37人が参加し、国連での核兵器禁止条約可決後の世界の動きとヒバクシャ国際署名の重要性について学びました。

*** 都内各地の運動**

ヒバクシャ国際署名の地域連絡会は、世田谷区につづいて、被爆者地区の会が参加した地域連絡会が、2017年度に大田区と練馬区で発足しました。

しかし、2カ所で地元の被爆者の会に相談をせずに地域連絡会の発足がすすめられ、突然に発足集会の通知が届くという事態がありました。このうちの1カ所では、地区の会がすでに幅広い運動をすすめているため、地域連絡会への参加を断るといった事態も起き、今後に課題を残しました。

自治体の首長の署名は、3月末現在7区13市（都内の全自治体1都23区26市5町8村）20人の区市長の署名が寄せられています。

*** 生活協同組合での被爆証言**

日本生協連は、2017年度に100万人分のヒバクシャ国際署名を集めることを決め、運動の推進のために尽力し、組合員活動部を中心に、2018年度はさらに目標に100万人分を上乗せしています。この運動のキックオフとして日本生協連は、東友会の村田未知子業務執行理事（主任相談員・事務局員）が作成した被爆者相談員の証言で被爆者の実態を知らせる運動を、2月から進めてきました。

2017年度に入ってから、6月にパルシステム東京とコープ共済連役職員学習会、日本生協連全体部長会議で、7月には日本生協連役職員学習会で、あわせて240人に、村田業務執行理事が東友会の相談事業から当時から現在までの被爆者と家族の被害をスライドを使って証言し、ヒバクシャ国際署名運動の推進しました。

ヒバクシャ国際署名をすすめるために8月に開かれた東都生協の平和のつどいでは、東友会の山田玲子業務執行理事が被爆体験をスライドを示しながら被爆体験を証言し、核兵器廃絶を訴え、感動をよびました。

*** 被爆者の実態と東友会相談事業をNHKが紹介**

8月14日、NHKの全国放送「ニュースウオッチ9」で、東友会相談所が紹介されました。

紹介された被爆者は、家族に対しても被爆者であることを隠し続け、がんにかかっても10年間も原爆症認定をしなかったことと、未婚の娘に対する思いを語り、あらためて原爆被害の深刻さを明らかにしました。

特集は8分間でしたが、担当カメラマンは番組制作のために7月6日から8月11日まで、東友会に通い続けて相談員を取材し、相談カルテを読み、72年間つづく被爆者の不安と苦しみとともに、被爆者に寄り添う相談員の姿を紹介しました。

「NHKの暖かい姿勢が窺われました。相談員のご人徳とご尽力のおかげでしょう」「全国放送で時間帯凄いタイミング。素晴らしいと感動しながら見ました。家内は、私たち家族は、感謝するばかりですねと涙流していました」など、放送後に全国から励ましの電話やEメールが届き、「放送で東友会を知った」との相談がありました。

*** 毎月の「核兵器廃絶6.9行動」**

広島・長崎に原爆が投下された6日と9日を期して、日本原水協が上野駅や新宿駅などで毎月おこなっている「核兵器廃絶6.9行動」に東友会は積極的に参加しました。東友会役員と地区の被爆者は、原水協の人びとに支えられながら街頭に立ち、被爆体験を訴え「ヒバクシャ国際署名」への協力をよびかけました。

原水協の参加者から、「被爆者のみなさんが協力をよびかけると署名をしてくれる人が多い」との声が寄せられています。

*** 日本政府に対して**

「日本政府に核兵器禁止条約を発効させるための国際政治の先頭に立ってほしい」と東友会は、国連本部で核兵器禁止条約への各国の署名がはじまる9月20日、首相官邸前での「おりづるアピール」行動をよびかけました。この実行委員会には6月にパレードを成功させた原水協などの支援団体が参加しました。

官邸前に東友会が用意した幅1メートル5色の折り鶴を飾り、その脇に東京、埼玉、千葉、神奈川県、被団協と、日本被団協全国理事会に参加した各県代表をふくめ57人の被爆者が座り込み、被爆者を囲んでヒバクシャ国際署名全国連絡会と原水協に参加する団体の人々150人が一緒にアピールしました。

この日、日本被団協は各政党代表の参加を求めて、参議院議員会館で院内集会を開き、官邸前から移動した全国の被爆者と支援者100人が参加。各党へは、①世界で唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶の先頭に立ち、世界をリードすること、②政党の枠を超えて被爆国として条約への署名・批准を国会で採択することを求めました。

集会には自民、公明、民進、共産、自由、社民の国会議員が参加し、努力していくことを約束しました。

*** 東京都と都内の自治体に対して**

東友会は地区の会を中心に、ヒバクシャ国際署名を広げる運動を東京都と都内の自治体にたいして働きかけました。

東京連絡会に届いた署名は、3月末で大田、江戸川から2万人、世田谷、八王子から1万人分を超えて寄せられています。

ヒバクシャ国際署名への協力を地元出身の国会議員、都議会議員、区市議会議員へのよびかけを東友会が中心になって開始し、3月末現在で、衆議員議員3人（自民1、共産2）、参議院議員（共産2）、都議会議員4人（自民1、民進2、共産2）の署名を得ました（【注】

国会議員の共産4人は日本被団協が郵送依頼)。

さらに、東京都生協連、東京地婦連によびかけて11月27日に大岩代表理事と山田・村田業務執行理事が小池百合子都知事と面談し、ヒバクシャ国際署名への参加をよびかけましたが、回答は届いていません。

③都民の平和・市民団体と連携した事業への参加

*ピースアクション in TOKYO&ピースパレード

東友会は今年で12回目となる「2017ピースアクション in TOKYO & ピースパレード」の企画を東京都生協連、東京地婦連とともにすすめました。

2017年5月22日におこなわれた集会と行動には175人が参加し、東友会の山田玲子業務執行理事が、生協組合員の3人のインタビューに答える形で、映像を交えた被爆者の体験と被爆者の願いを熱く語り、感動をよびました。

集会後のピースパレードは好天に恵まれ、被爆者を先頭に沿道の人々に「平和の種をまきましよう」とよびかけて野菜や花の種を配りながら、表参道から渋谷駅近くまでアピールしました。

*国民平和大行進、原水爆禁止世界大会、3.1ビキニデー

2017年5月6日、広島市平和公園に向けて3カ月間歩き続ける「国民平和大行進」が東京・夢の島の第五福竜丸展示館前から出発しました。出発集会では、東友会を代表して家島昌志業務執行理事が挨拶し、江東区などの被爆者も参加しました。

銀座周辺では、東友会が毎年続けてきた「銀座アピール行進」がおこなわれ、都内各地から参加した被爆者24人が合流し、新橋まで先頭の横幕を持って行進しました。

7日に平和行進は、港区から品川、大田を通過し、川崎市で神奈川県に引き継がれました。これには、石飛公也理事など6人が参加し、石飛理事が東友会を代表してあいさつしました。

7月28日には、5月6日に北海道の礼文島を出発した平和行進が東京の上野に集結しました。3コースに分かれて千葉県、埼玉県、山梨県から東京に入った行進には、沿道の各地区の会が参加しました。

2017年8月に長崎で開かれた原水爆禁止世界大会には、東京原水協の招待で東友会は大岩孝平代表理事を派遣し、2018年3月に焼津市などで開かれた「3.1ビキニデー」集会には、熊田育郎理事を東友会代表として派遣し、集会の成功に寄与しました。

③実相普及委員会の事業

実相普及委員会(委員長:松島正治会員 副委員長:木村徳子会員・東條明子会員 委員24人)は、2017年度に4回の委員会を開き、実相普及アンケートを実施しました。しかし、委員会メンバー以外によびかけた実相普及運動の企画はできませんでした。

委員会では、地区の会の実相普及活動の交流をすすめ、原爆展などの展示資料などの貸し出し、互いの原爆展の見学への工夫をすすめましたが、委員会内での交流に留まりました。

次年度からは、具体的な年間計画を立てて、学習会や交流会を企画し、広く参加をよび

かけることが必要です。

2.戦争への道につながるいっさいの法制・行政に反対します。

東友会は、ヒバクシャ国際署名運動、核兵器禁止条約の批准を政府に求める運動を広げましたが、憲法9条の改定をめぐる国政の動きに対応した運動に参加することができませんでした。

2018年度は、あらためて、憲法問題を学び、9条を守る運動に具体的に参加していくことが求められます。

3.原爆死没者を追悼し、「原爆死」のありさまを伝え残すとともに、 原爆被害への「国の償い」を求めます。

①原爆死没者に「国の償い」を求める事業

***「原爆被害者の基本要請」を学ぶ**

東友会は、日本被団協の国会要請行動などに参加し、原爆被害に「国の償い」（国家補償）を求めてきました。2017年度は国家補償を学ぶ学習会を、1984年に日本被団協が発表した「原爆被害者の基本要請」をテーマに11月16日に開き、39人参加しました。

講師は、「基本要請」を起草し、半年間の全国討議の内容を盛り込んで、まとめ上げた吉田一人さん(当時日本被団協事務局次長・杉並光友会副会長)でした。吉田氏は、国の戦争被害への「受忍論」を打開するために「基本要請」を策定したこと、現行の被爆者援護法が「国家補償」の法ではないことなどについても説明しました。

つづいて、山本英典業務執行理事が、被爆者援護法制定運動をすすめた当時の日本被団協事務局次長として、「基本要請」実現のために東友会が果たした役割について報告しました。

②原爆死没者の追悼事業

***「原爆死没者追悼のつどい」**

東友会は東京都が主催する「原爆犠牲者追悼のつどい」の実施主体として、その企画、運営を担当しました。

9月24日東友会は、独自事業として「追悼のつどい」開式の前に原爆犠牲者慰霊碑への献花をおこないました。

1965年に品川区の東海寺墓所に「広島・長崎原爆殉難者の碑」を建立した第1回慰霊祭から53回目となった「追悼のつどい」には、135人が参列しました。黙禱に続き、東京都知事の式辞が代読され、東友会の大岩代表理事、都議会議長、葛飾区長が挨拶しました。

その後、都民代表として東京都生協連の秋山純専務理事が追悼のことばを述べ、原爆死没者のお名前が読み上げられるなか、参列者が献花をおこないました。

今回の「語り継ぐ」は山田業務執行理事が担当し、「広島の母校に慰霊碑を建立して」と題して、己斐国民学校の校庭に埋められた原爆死没者への追悼の思いを10年間訴え続けて慰霊碑を建立した活動を報告し、参列者の感動をよびました。

*** 追悼刊行物『生命もてここに証す』の刊行**

東友会は2017年度も「追悼のつどい」にあわせて、『生命もてここに証す 2017年版』（B5判40ページ／国と都の慰霊事業刊行物）を1,000部発行し、「追悼のつどい」参列者と東京都内の全自治体、国会議員、都議会議員に配布しました。この企画は広報委員会が担当しました。

今年の内容は、「原爆に屈せず立ち上がった人たち」と題し、今年の「追悼のつどい」以降の一年間に亡くなった広島被爆の砂川三郎さん、長崎被爆の大手妙子さん、永石政光さんの被爆体験、広島・長崎両市長のメッセージなどを掲載しました。

*** 広島・長崎平和祈念式典への派遣**

東友会は、広島・長崎両市に代表を派遣し、地区の会から参加した代表とともに、原爆死没者名簿の照合、平和祈念式典への参列、両市の「東京の木」と、広島の東京の「イチョウ」への献水などをおこないました。

広島には熊田理事（遺族代表・立川市）、湊武理事（死没者調査員・墨田区）を、長崎市には、岩谷湊さん（遺族代表・西多摩北）と中西俊雄理事（死没者調査員・葛飾区）を派遣し、両市に村田業務執行理事が同行しました。

日本被団協の結成60周年式典に参列した大岩代表理事もこれらの日程に参加しました。

*** 慰霊碑清掃、追悼祈念館への協力**

2002年3月から続いている「原爆犠牲者慰霊碑」の清掃は、東部地区の会と事務局員が担当し、2017年度も東京の被爆者と遺族の拠り所として守り続けようと、5月、7月、9月、12月、3月におこないました。慰霊碑の日常の管理は葛飾区公園課に、週1回の清掃は葛飾区のシルバー事業団に依頼しています。

東友会は今年も、広島・長崎の国立原爆死没者追悼平和祈念館、平和資料館からの依頼にこたえて、被爆証言を録画する被爆証言者の紹介に対応しました。

被爆者の葬祭料申請の際には申請書類や説明書とともに、両市の追悼平和祈念館の原爆死没者の氏名と遺影の登録のお知らせを同封して郵送し追悼事業に協力しました。

*** 「原爆被害者の墓」**

原爆被害者の墓保存会が被爆60周年を期して建立した「原爆被害者の墓」は、13年目を迎え、現在45人の被爆者と家族が合祀されています。

10月29日、八王子市の東京霊園に在る「原爆被害者の墓」の前で恒例の偲ぶつどいが開かれました。台風による激しい雨について大岩代表理事をはじめ21人が参加しました。

この墓には、品川東海寺に在った当時の原爆犠牲者慰霊碑に納められていた22人の分骨と1人の遺髪も合祀されています。

4.2018年11月の東友会結成60周年事業の企画

東友会は、2018年11月16日に結成60周年を迎えます。

2017年度はこの記念事業のための企画委員会（委員長：大岩代表理事 事務局長：湊武理事）を立ち上げ、11月18日に記念式典と祝賀会をおこない、この日を目途に追悼刊行物

『生命もてここに証す』を集大成した刊行物を発行することを確認しました。

このため、それぞれの企画と財政の責任体制を決め、2018年4月以降に400万円を目標に募金をよびかけることを決めました。

5.被爆者と被爆二世の実態にそつた現行制度の改定

①東京の被爆者と被爆二世の実態

*被爆者健康手帳所持者

東京都内に住む被爆者健康手帳所持者は、2017年度末に5,203人、最高時の50.2%になりました。高齢化もすすみ、平均年齢は81.3歳となっています。近年、手帳所持者は、毎年度200人から250人減少しています。(資料：東京都福祉保健局)

【資料】被爆者手帳所持者と平均年齢の推移

年度末	2013	2014	2015	2016	2017
手帳所持者数	6,261	6,010	5,758	5,486	5,203
前年度からの増減	-215	-251	-252	-272	-283
前年度比	96.7%	96.0%	95.8%	95.3%	94.8%
平均年齢	78.5歳	79.2歳	79.9歳	80.6歳	81.3歳

<注>最高時1988年3月31日(1987年度末)10,365人

*葬祭料

被爆者の葬儀を実施した人に支給される「葬祭料」は、2017年度に228人分が申請されました。(資料：東京都福祉保健局)東友会への死亡連絡が1日に数件とどく日も増え、高齢化の進行とともに亡くなる被爆者が増えています。

新しく被爆者健康手帳を申請する被爆者や転入者もありますが、手帳所持者数の減少が280人程度であることからみて、高齢者となって広島・長崎に帰郷するなど転出者が増えているものと思われます。

【資料】葬祭料申請件数の推移

年度	2013	2014	2015	2016	2017
葬祭料申請者件数	236	228	236	261	228
申請件数の推移	-28	-8	+8	+25	-33

*被爆二世(被爆者の子)

【資料】「東京都被爆者の子」(被爆二世)健康診断受診票所持者数の推移

年度末	2013	2014	2015	2016	2017
年度末所持者数	6,883	7,217	7,458	7,673	7,936
前年度からの増減	+209	+334	+214	+215	+263
平均年齢	52.0歳	52.9歳	53.9歳	54.8歳	55.7歳

被爆二世(被爆者の子)の健康診断受診票の所持者は、毎年増加し2017年度末は7,936人になりました。(資料：東京都福祉保健局)これは、被爆二世の最高齢者(昭和21年6月生

まれ) が73歳になることから、健康に不安を感じる世代が増えてきたためと考えられます。

②東友会原爆被爆者相談所の事業

* 東友会相談所の事業内容

東友会相談所は非被爆者の相談員（東友会事務局員）が担当し、煩雑な事務局の業務とともにすすめています。2017年度は、被爆者、被爆二世からの介護、医療、生活問題などの相談、個別事情が深刻なものが多く寄せられたことが特徴でした。相談件数は、昨年度より750件増加し、15,820件となりました。これは、1日平均にして55件になります。

【資料】 東友会受付相談件数の推移

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017年度		
					件数	2016年度 比%	2013年度 比%
年間件数	17,004	17,574	16,774	15,070	15,820	105.0	93.0
援護法	10,080	11,017	10,930	9,571	10,019	104.7	99.4
患者指導	1,222	1,468	1,238	1,135	1,146	101.0	93.2
生活保護	56	55	68	101	62	61.4	110.7
福祉諸法	1,873	1,399	1,088	925	872	94.2	46.6
被爆二世	2,753	2,664	2,912	2,870	3,278	114.2	119.1
その他	1,020	971	538	468	443	94.7	43.4
援護法比 %	50.9	50.9	62.7	63.5	63.3	—	—

<注>相談件数の最高は、2011年度の20,061件。

「援護法比」は、その年度の全体の件数に占める援護法関係の割合。

「福祉諸法」には介護保険制度の相談をふくむ。

* 東友会相談所のカルテ管理

現在、東友会相談所には5000人分以上の被爆者と被爆二世の文書による相談カルテが保管され、東友会事務所の片側の壁面のほぼ全体をカルテのケースが占めています。

さらに、原爆症認定申請をした被爆者、他人介護手当を受給している被爆者と医療費助成を受ける被爆二世については、事務局員が電子データにして、即応した相談が受けられるように工夫してきました。これらのデータは、原爆症認定以外は、新聞「東友」の発送、被爆者の会費納入に追加していることから、膨大なデータ量になっています。

守秘義務を守りながら、相談事業に使える被爆者と被爆二世の電子データに整理することが検討課題になっています。

* 一般（他人）介護手当への対応

毎月、申請することが必要な一般（他人）介護手当の申請に、東友会は相談員3人を配置しています。2017年度は、毎月ほぼ120人の一般介護手当の受給の援助をしました。

施設入所、長期入院、他界する介護手当受給者が増えていますが、新規申請の急増、家族介護手当から一般介護手当に変更する相談も増え、2016年度に比較して対応人者数は急

速に増えています。

一般介護手当の申請には、介護保険関係と介護保険以外に依頼している介護人の領収証と勤務時間の照合が、毎月必要とされ、たいへん複雑になっています。

東友会相談員は、申請書類を一つひとつチェックし、重複や未請求の部分をさがし、申請者のキーパーソンに知らせていますが、これは家族ができる実務作業の領域を超えていると考えます。このような状況を打開するために東友会は、介護手当の申請方法についての検討を東京都に要望しています。

***原爆症認定・医療特別手当申請への対応**

2017年度に東友会相談所をつうじた原爆症認定申請は48件となり、東友会のコンピュータに登録されている原爆症認定審査の記録は、年度末で946人分になりました。最近には相談事業委員会が企画する「地区なんでも相談会」や地区の会の相談事業のなかでの「制度を始めて知った」という相談が増えています。

東京にいる親族や知人の紹介で、他県の被爆者から原爆症認定関連の相談が増えています。2017年度は、岐阜県、大阪府、大分県の被爆者が東友会の援助で原爆症と認定されました。

政府の原爆症認定の基準とされる被爆状況は、被爆者手帳申請時の記述で判断されています。このため遠距離で被爆した被爆者が、実際は基準内の時間に入市している事実が手帳申請時に記載されていないために、申請を断念する事例が増えています。これは、20～30年程前まで、1号被爆(直接被爆)で手帳を申請した被爆者に「入市したことは記入しなくて良い」と指導した自治体が多かったためです。

東京都被爆者援護係は、東友会の依頼で、このような事情にある被爆者の手帳申請時の記載についての照会に応じ、申請を援助しています。

【資料】東友会対応 原爆症認定申請件数の推移

年 度	2013	2014	2015	2016	2017
対応件数	46	38	33	33	48

<注> これまでの最高は、集団訴訟が終結した2009年度の申請対応94件。

【資料】東友会対応 原爆症認定申請結果の推移

年 度	2013	2014	2015	2016	2017
認定件数	39	32	46	33	46
却下件数	1	3	6	3	3
合計	40	35	52	36	49

<注> すべての年度に原爆症認定集団訴訟、ノーモア・ヒバクシャ訴訟原告の自庁取消による認定と勝訴判決後の認定を含む。

***医療特別手当更新申請への対応**

医療特別手当受給者は3年に一度、4月から5月の2カ月間に、「要医療性」を証明する「健康状況届」の提出が求められます。

高齢化によってこの書類の提出を自力でできない被爆者が増えています。さらに、医師の理解も低く、「原爆との因果関係がない」「5年過ぎてがんが再発していないのだから」と、手術の後遺症について診断書を書かないという事例もみられました。

東友会は、このような事例に対し、キーパーソンを探して連絡したり、直接医療機関に依頼するなどして対応しました。

【資料】 東友会受付 医療特別手当健康状況届件数の推移

年 度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
医療特別手当更新対象者数 A	138人	122人	99人	134人
東友会対応対象者数 B 率(B ÷ A)	108人 78.3%	101人 82.8%	86人 86.9%	100人 74.6%
認定数(医療特別手当継続) C 率(C ÷ A)	106人 76.8%	99人 81.1%	74人 74.4%	105人 78.4%
非認定数(特別手当切替) D 率(D ÷ A)	32人 23.2%	23人 18.9%	25人 25.3%	29人 21.6%

＜注＞2014年度から国が「要医療性」の基準を見直したため、非認定が増加。

*** 被爆者と家族を対象にした相談関係の資料の刊行**

東友会は「被爆者援護法」が施行された1995年度と96年度に、『被爆者援護法50問50答』(A5版36ページ)を刊行しました。1997年度からは、相談会などで活用できるよう「被爆者援護法・都被爆者援護条例25のポイント」(A4判16ページ)に整理し、年1～2回改訂してきました。

「25のポイント」は23版を2017年度に2000部を発行しました。介護問題での相談が多いことから、介護保険制度の導入の前年1999年秋から刊行している「介護保険制度と被爆者」も、介護保険制度の改正にあわせて改定、2017年度は33版を2000部を発行しました。

「25のポイント」と「介護保険制度と被爆者」は、東友会相談員が講師をつとめた地区相談会をはじめ、東京原水協との年末見舞い訪問などで活用されるとともに、地区の会が訪問活動や日常的な相談でも活用し、毎年、注文が増えています。さらに医療機関や介護保険の施設に郵送し、他県の被爆者団体からの注文にも応じました。

*** 地区の会の相談会や集団健診への東友会相談員の派遣**

2015年度から東友会は、「地区なんでも相談会」を重視して開催しているため、地区の会の総会や相談会、集団での健康診断を実施している医療機関などへの相談員の派遣は大幅に減りました。

東友会の村田業務執行理事と的早克真理事(相談員・事務局員)は、これらの地区の会の要望に2回、立川ふれあいクリニックでの被爆者集団健診に参加しし、被爆者の制度の普及につとめました。

地区の会相談会は、総会とあわせて開かれることが多く、開催日が土日と祝祭日が多いため、東友会は、「地区なんでも相談会」が開かれた地域を除いた地区の相談会に、年1回、相談員を派遣することにしています。

【資料】東友会相談員が参加した地区相談会の開催

年 度	2013	2014	2015	2016	2017
開催回数	21カ所	28カ所	21カ所	24カ所	6カ所
参加者数	507人	651人	653人	407人	162人

<注>地区相談会の開催数のこれまでの最高は2014年度の28カ所、参加者数の最高は2000年度の886人。上記には、集団健診への参加は含まず。2014年度からは、地区なんでも相談会を含む。

*自治体、医療機関、弁護士などの専門家との連携

2017年度も、東友会相談員は、東友会顧問医の園田久子医師、法人理事の向山新医師をはじめ東京民医連の医師らと連携し、原爆症認定・医療特別手当、介護手当の申請や更新など、診断書が必要な相談や病気に対する不安をかかえた被爆者の相談に対応しました。

芝病院、柳原病院、四ツ木診療所、江東診療所、大森中診療所、代々木病院、立川ふれあいクリニック、府中診療所が実施している被爆者健診では、医療機関から毎年、東友会や対応する地区の会と連携した集団健診が実施されています。

原爆症認定申請却下後の異議申立には、ノーモア・ヒバクシャ訴訟東京弁護団の内藤雅義団長(東友会監事)、宮原哲朗弁護士(東友会理事)、中川重徳弁護士(東友会会員)などをはじめとする東京弁護団に参加する弁護士が全面協力をしています。

さらに、被爆者と家族の高齢化を反映して、医療機関や介護関連施設などのスタッフの協力、都内・他県の行政職員の協力を得て、援助をおこなう事例はますます増加しています。

*日本被団協中央相談所委員会との連携

東友会は、日本被団協中央相談所委員会に山田業務執行理事を派遣し、全国的に被爆者の相談事業をすすめる日本被団協と連携した相談事業をすすめました。

③東京都福祉保健局、厚生労働省との連携

*東京都福祉保健局との懇談会

東京都福祉保健局と東友会の26回目の懇談会が、今年は7月26日に都庁内で開かれ、東友会から38人が、都からは矢内真理子保健政策部長、小林一司疾病対策課長、白石哲夫被爆者援護係長などが参加しました。

懇談会では、村田業務執行理事がスライドを使って東友会の相談カルテから被爆者の戦後の心と身体苦しみを中心に証言しました。

東友会は、①東友会結成60周年記念事業への助成、②追悼のつどいの7月開催と都知事の参加、③被爆者健診の充実と諸手続きの緩和、④被爆二世の健診と医療費助成の改善、⑤被爆体験の保存と普及、⑦東友会への委託費の増額について要請しました。

東京都からは2018年度以降の追悼のつどいの7月の開催について了解したとの連絡が届きました。

*** 東京都福祉保健局被爆者援護係との連携**

東友会相談員は、ほぼ毎日、東京都の被爆者援護係に電話連絡をしながら、相談事業をすすめる、週に1～2回は、東友会が対応した申請書類を持参しています。2017年度は、2180人の申請書類を東京都に届けました。

被爆者援護係の職員は、多忙ななかでも、東友会相談員や被爆者の問い合わせに丁寧に対応し、東友会を通じた相談には連携して対応にあたっています。

毎月の一般（他人）介護手当の申請は、毎月120人の申請書をチェックして東京都に届けています。3年に一度となる医療特別手当受給者の健康状況届は、東友会が対応した被爆者が8割にのぼるため、毎年名簿を確認し、東友会と東京都が一体となって申請を援助しています。

*** 厚生労働省健康局への要望**

東友会は、2017年6月の日本被団協中央行動で、原爆症認定申請と医療特別手当の健康状況届について、制度の改善を厚生労働省に要請しました。

第1の要望は、東京都以外で、原爆症認定申請にあたって、必須とされていない「健康診断個人票」の提出を求めていることを改善してほしいとの内容でした。この要請に対して、厚労省は迅速に対応し、要望した1カ月後に全国に通知を出しました。

第2は、医療特別手当の健康状況届の問題です。被爆者から「健康管理手当の更新手続きがないのに、はるかに重病の医療特別手当に更新が残っているのはおかしい」「期限の5年が2カ月しか変わらないのに、手当受給が3年違う場合もある。この制度はおかしい」という声が届いたためです。

このため東友会は、生涯治療を必要とする心筋梗塞、肝機能障害などと、がんの手術で人工肛門になった人など認定された病気の治療の障害が残っている人は更新手続きを廃止することなどを要望しました。これについては、健康局長が、検証したいと回答しています。

④ 相談事業委員会の事業

相談事業委員会（委員長：村山季美枝理事 副委員長：西岡泰二理事・吉重信理事 委員25人）は4回の委員会を開催し、高齢化がすすむ被爆者の相談事業の進め方を検討し、「地区なんでも相談会」や地区相談員研修・交流会を企画推進しました。

*** 「地区なんでも相談会」の開催**

2017年度に東友会は、「地区なんでも相談会」を重点として4カ所で開催しました。この企画と運営は、相談事業委員会が担当しました。

4月には武蔵野・三鷹・西東京、8月に練馬、11月に目黒・品川・渋谷、2月に足立・葛飾・荒川を対象に開催し、4カ所の相談会に被爆者と家族118人が参加しました。この「地区なんでも相談会」の一部は、東京都の委託事業として実施しました。

「地区なんでも相談会」は、東友会が連絡できる被爆者と被爆二世全員に案内を送り、休日に開催しました。相談会では、相談事業委員と開催地の地区の会役員が、司会、受付などを担当しました。

村田・的早相談員がスライドを使って説明する被爆者と被爆二世の制度は、どこでも「わかりやすい」と好評でした。

*** 地区相談員研修・交流会（都委託事業）**

東友会は、7月30日に全地域の相談員に呼びかけて研修・交流会を開き、38人が参加しました。この企画も相談事業委員会が担当しました。

この研修・交流会は、6時間を3部に分けておこない、介護の問題と原爆症認定訴訟について学びました。講師は大田病院介護保険室ケアマネージャーの島田せい子さん、家島業務執行理事、村田・的早相談員が担当しました。

この日は交流会も開かれ、参加者全員が自己紹介しながら地区での相談活動を報告、それぞれの特徴ある活動を交流しました。

*** 相談員養成研修会の開催(都委託事業)**

東京都の委託事業としての相談員養成研修会は四半期ごとに1回、年度内に4回開き、第2回以外は「地区なんでも相談会」を委託事業の相談会として開きました。

今年度も被爆者の諸制度の講師は、村田・的早相談員が担当しました。

第1回は4月16日に武蔵野市で開催し、参加者は26人でした。第2回は7月30日に開いた地区相談員研修・交流会、第3回は11月19日に目黒区で開催し21人が、第4回は、2月25日に荒川区で開き21人が参加しました。

*** 刊行物の発行(都委託事業)**

東京都の委託事業として東友会は、2017年6月に「相談のしおり」（9000部）を2018年1月に『常緑樹』（9000部）を刊行しました。

「相談のしおり」は、毎年、東友会相談員が企画し、被爆者と被爆二世の制度などを掲載。「家族などに読んでもらえるように見つかるところに保管しましょう」と呼びかけ、例年と同様に、表紙へ氏名、生年月日、手帳番号が記入できるようにしました。

『常緑樹』は、被爆者からの声に応じて、生前整理の問題をとりあげ、整理コーディネーターの石見良教さんに「今すぐ始める『生前整理』～遺品整理人からのアドバイス～」のタイトルで書き下ろしてもらいました。

「相談のしおり」は「東友」6月号、『常緑樹』は「東友」1月号とともに都内の全被爆者と被爆二世に送付しました。

*** 医療講演会(都委託事業)**

10月29日、福島医療生協わたり病院の齋藤紀医師を講師に迎え、千代田区で「被爆者の放射線被ばくについて」をテーマに医療講演会を開き、34人が参加しました。この企画、運営も相談事業委員会が担当しました。

齋藤医師は写真や画をスライドで上映しながら、原爆投下にいたる歴史的経過を説明し、原爆被爆により亡くなった人たち、その後の晩発性の放射線被害に苦しむことになった人たちの死因、病名などについて詳しく解説。被爆二世への影響については今後の疫学調査によらなければまだ判らないと説明しました。最後に、今生きている被爆者が「人間らし

く生き、人間らしく死ぬ」ことを切に望むとのメッセージで結びました。

参加した被害者から、「メッセージを重く受けとめた」などの感想がよせられました。

④支援者・都民と連携した相談・世話活動

*東京原水協との定期協議と年末見舞い行動

東友会と東京原水協は、隔月に定期協議をつづけ、ビキニデー、平和行進、世界大会への参加、年末見舞い行動の共催などを話し合い、東友会側からは家島・村田業務執行理事と湊理事が参加しました。

「被爆者に年末見舞金を贈るつどい」が、12月10日に開かれ65人が参加しました。

つどいの開催は今年で53回、これまで見舞金を受けた被爆者は1万950人、見舞金の総額は3318万4千円となりました。

【資料】地区の会からの年末見舞い申込数

年 度	2013	2014	2015	2016	2017
申し込み地区数	40区市	41区市	37区市	34区市	30区市
見舞金配付数	270人	272人	265人	234人	184人

<注>最高時地区数=2005年度 48区市 最高時配付数=1996年度 502人

毎年恒例の学習テーマは「語り残したい被爆者運動の数々」と題して東友会や日本被団協の中心的な役員として35年間活動している山本英典業務執行理事が原爆症認定訴訟の原告団団長として14年間たたかっている自身の人生にふれながら講演し、8月にNHKが放映した東友会の相談事業を紹介したDVDが紹介されました。

「つどい」で手渡された184人分の見舞金は、今年から1人3000円となり、都内各地の地区の会と地区原水協の代表によって届けられました。

2月11日には、年末見舞行動の成果を確認し合うために年末見舞行動交流会がおこなわれ、東友会と東京原水協から34人が参加して、被爆者の実情や感想などを交流しました。

このなかで今回も、地区の会役員が高齢となり、見舞金の対象になる被爆者を紹介できない、訪問に参加できない地区が増えている実態が紹介され、今後の課題となりました。

6.ノーモア・ヒバクシャ東京訴訟の完全勝利をめざし、 原爆症認定制度の抜本改正を求めます。

*東京第1次訴訟・高裁でも「完全勝訴」

3月27日、東京高裁がノーモア・ヒバクシャ東京第1次訴訟の原告全員に勝訴判決を言い渡しました。これは、2015年10月に東京地裁で全員勝訴した17人原告のうち6人について厚労省が控訴したために続いていた裁判でした。

裁判が高裁の頂点にある東京高裁での審理とあって国側は、有名大学や病院の専門医5人を証人に立てて、原告の疾病は放射線以外に原因があると、総力を挙げて主張しました。しかし被爆者側の2人の証人（医師）がこれらの主張に明快に反論。東友会は、このすべての法廷に傍聴に駆け付け、裁判所に被爆者のつよい思いを知らせました。

判決に際して裁判長は、厚労省の主張を否認し、全員勝訴とした判決要旨をすべて読み上げ、高血圧症、糖尿病、高脂肪血症等についても放射線起因性を認めると判断しました。判決要旨の全文を裁判長が読み上げることは、高裁では異例といわれ、この行為に裁判所の深い思いがこもっていたものと思われまます。

この日法廷で判決を聞いた原告は1人のみでしたが、被爆者など70人が裁判の傍聴、裁判所前での街頭行動、報告集会に参加し、勝訴を喜び合いました。

厚労省はこの判決の上告期限となった2018年4月10日に原告全員を認定することを公表しました。これで、東京第1次訴訟に参加した原告は23人は全員原爆症と認定されるという「完全勝利」を勝ち取ることができました。

【資料】 ノーモア・ヒバクシャ東京訴訟原告の認定状況

年 度	提訴者	自庁取消	地裁勝訴	国控訴	高裁勝訴	認定	備考
第1次訴訟	21	4	17	6	6	21	全員認定
第2次訴訟	11	5	11	1	-	10	係争中1人
計	32	9	28	7	6	31	

<注>自庁取消は、2013年12月に厚労省基準改定による認定。

*** 東京第2次訴訟**

東京第2次訴訟は、原告1人（山本業務執行理事）以外の10人すべてが認定されています。この訴訟は8月1日に結審し、今秋東京高裁の判決が言い渡される予定です。

*** 東京弁護士団と医師団の活躍**

ノーモア・ヒバクシャ東京訴訟のこの勝利は、弁護士団の活躍で勝ち取られたものです。裁判をすすめた東京弁護士団（内藤雅義団長、中川重徳事務局長など20人）は、毎月弁護士団会議を1～2回開き、医師団（聞間元・園田久子・向山新医師など）と連携し、証人尋問への対策、厚労省の主張に反論する各種書証の準備を精力的にすすめました。

弁護士団会議には毎回、東友会の家島・村田業務執行理事と綿平敬三理事が参加しました。

*** 原爆症認定基準改善「当面の要求」策定に参加**

2009年8月6日に総理・自民党総裁と日本被団協結んだ「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」には、「大臣と被団協・原告団・弁護士団は、定期協議の場を設け、今後、訴訟の場で争う必要のないよう、この定期協議の場を通じて解決を図る」と明記されました。

日本被団協は「訴訟の場で争う必要のない」原爆症認定制度について、弁護士団、医師団とともに策定した「原爆症認定制度のあり方に関する日本被団協の提言」を2013年12月1日に発表し、被爆者援護法の改定を求めてきました。しかし、その後の政府、国会の動きがないことから、さしあたって法改定をせずに改善できる内容を提示しようと検討をつけてきました。

東友会は、家島、山本、村田業務執行理事を中心にこの検討にも参加し「原爆症認定基準に関する当面の要求」の策定に携わりました。

***全国原告団、弁護団連絡会への支援**

東友会は、ノーモア・ヒバクシャ訴訟の勝利をめざし、全国原告団と弁護団連絡会の事務局も担当して、全面的な支援をおこない、全国の運動の推進力となりました。

全国の裁判所で判決が言いわたされるたびに弁護団とともに大岩代表理事、家島・村田業務執行理事、山本業務執行理事（原告団団長）、綿平理事（原告団）、日本被団協代表とともに厚生労働省を訪問して、原爆症認定制度の抜本改定を要求し、その後、記者会見をおこないました。

毎月開かれる全国弁護団の事務局会議には村田業務執行理事が参加し、隔月に開かれた全国会議の手配、資料作りなどを担当。千葉茂事務局員が、会計実務を担当しました。

***厚生労働大臣との協議への参加と支援**

2009年の「確認書」にもとづく厚生労働大臣との定期協議は、12月4日におこなわれ、参加者80人のうちの3分の1以上が東友会関係者となりました。協議では、全国の被爆者を代表して日本被団協代表理事、政府・国会対策委員長も兼任する東友会の大岩代表理事が被爆体験を証言し、交渉団席に原告の奥田豊治監事、山本業務執行理事、綿平理事が座り、山本業務執行理事は全国原告団団長として、日本被団協の「提言」にそった原爆症認定制度の改善をつよく訴え、宮原哲朗集団訴訟全国弁護団事務局長（東友会理事・弁護士）が、「被爆者の統一要求」を提起しました。

この日、広島判決を受けておこなわれた厚生労働省前座り込みに参加者70人のうちの30%が東友会関係者となり、広島から上京した原告や支援者を励ましました。

7.原発にたよらないエネルギー政策を求め、

原発事故による犠牲者との連帯を深めます。

東友会は、2017年度に原子力発電問題に対する具体的な取り組みをおこなうことができました。

8.東友会の事業を広く知らせ、事業を維持、継続させます。

被爆者の高齢化に伴う協議会と法人のあり方を検討します。

①高齢化、病弱化に対応した組織の維持

一般社団法人東友会の母体となる東京都原爆被害者協議会は、2017年度総会で団体名を変更し、「東京都内の原爆被爆者団体（地区の会）」を団体会員とし、「地区の会が未組織の都内の自治体に居住する被爆者」を個人会員にすることを議決しました。

2017年度は、中央八月会、目黒・萌友会、多摩やまばと会が休会し、最高時都内にあった47の地区の会は28になりました。いずれも中心となる役員が高齢となり、組織としての対応ができなくなったためでした。

東友会は毎月開催している拡大業務執行理事会と協議会役員会を中心に、高齢化、病弱化がすすむなかでの協議会と法人の維持、組織のあり方の検討をはじめました。

さらに、存続が難しくなっている地区の会が増えていることから、早急に今後の検討をすすめる必要があります。

②法人の諸会議

一般社団法人東友会は、6月の総会で議決された事業計画を実施するため、毎月の拡大業務執行理事会（構成：法人代表理事、業務執行理事と協議会常任理事と理事である事務局員）を中心に、6月、11月、2月、5月に理事会を開催し、業務執行に必要な検討をすすめました。

③協議会の諸会議

東京都原爆被害者協議会の諸会議は、6月の総会で確認された運動を推進するため、決議機関である役員会を8月を除く毎月開き、その審議のために都内の地区の会の代表などが参加する理事会を隔月に開催し、被爆者運動を推進しました。

④東京都の委託事業費

東京都の被爆者健康指導委託事業費は、17年間、1500万円余の同額を維持できています。この委託事業による収入は、東友会の相談事業を支える要となっています。

被爆者数が大幅に減るなかで委託事業費が維持されていることは、東友会の相談事業の実績と活動が、担当の福祉保健局の深い理解と共感を得ていること、党派を超えた都議会議員の支援を得てきた成果といえます。

このため、東友会は4年毎の都議会改選後に請願を出してきましたが、今回も11月21日に全会派の議員の紹介を得て請願書を提出しました。

請願は、2月20日の都議会厚生委員会で被爆者と被爆二世9人が傍聴するなかで、全会派一致して趣旨採択をされ、3月29日に都議会本会議でも全会派一致で趣旨採択されました。

⑤新聞「東友」の発行と購読のよびかけ

【資料】新聞「東友」発送数の推移

年 度	2013	2014	2015	2016	2017
新聞購読料（千円）	5,655	5,743	6,428	5,854	5,565
有 料 購 読 者 数	2,054	2,029	2,140	2,757	2,782
「東友」発送部数	3,598	3,533	3,369	3,315	3,199

<注>「東友」発送部数は年度末3月号の東友会からの発送数。

「新聞購読料」と「購読料納入者数」は2015年度までは「被爆者運動賛助費」の金額と納入者人数。

東友会は、2017年度も毎月25日に新聞「東友」を発行しました。

新聞「東友」は、「被爆者の願いと動きがよくわかる」「一人ではないと励まされる」「被爆者や被爆二世の施策がわかる」と好評で、都外からの購読申し込みもあります。

東友会は2016年度から、「被爆者運動賛助費」を新聞「東友」の購読料と「相談事業募金」に分けて協力をよびかけた結果、有料購読者が137%に増えました。2017年度は3000人をめざしましたが、2,786人の購読者にとどまりました。

個人の有料購読者以外に地区の会や東京原水協などが、毎月600部程度の「東友」を購入しています。

新聞「東友」は国会議員、都議、都内自治体の首長・議長、支援団体などに寄贈し、被爆者運動への理解と支援を広げるためにも活用しました。

⑥ 広報委員会の事業

東友会の広報委員会（委員長：広中弘道会員、副委員長：木村京子会員、委員12人）は、毎月開かれ、「東友」の取材、写真撮影、執筆、校正を担当して活躍しました。編集実務は専門家の鍋島聖民氏に依頼し、東京都の委託事業刊行物を同封する1月と6月には9000部、他の月は毎月3500部の「東友」を発行しました。

さらに、広報委員会は、専門家の川野一基氏に委託しているホームページの内容もチェックし、その充実もすすめ、東京都からの委託事業のひとつ慰霊刊行物『生命もてここに証す』（B5版40ページ）も企画を担当しました。

⑦ 「猫の手会」の活動

1984年7月から34年間、被爆者のボランティア作業グループ「猫の手会」（代表：中川夏代会員 登録者36人）は、発送作業を中心に東友会を支えています。

2017年度末から新しく被爆二世の参加者も得て、毎月発行している3500通の「東友」の発送、9000通近い1月と6月の東京都委託刊行物の発送作業を担当しました。

近年、高齢となり協力が難しくなるメンバーがあり、若手被爆者と被爆二世の協力が必要になっています。

⑧ 東友会事務局

東友会事務局は、常勤の村田業務執行理事と的早理事と非常勤の事務局員（相談員）が参加する事務局ミーティングを毎週1回開き、1万数千件の東友会の相談事業に対応しながら、実務遂行の中心になりました。

2017年度は、健康上の問題で被爆二世であり「おりづるの子」の副会長でもある山田みどり事務局員・相談員が退職しました。その後の欠員は、業務執行理事、理事の協力とアルバイトの雇用で維持しています。山口貞雄事務局員・相談員とともに会計実務担当として千葉事務局員が勤務しています。

2017年度の特徴は、相談事業と事務局業務以外に、被爆の証言者としての依頼が村田業務執行理事に続いたことです。東友会の相談事業から被爆時から現在まで続く被爆者の苦悩と核兵器廃絶へのつよい願いを組み立て、映像を使った証言は好評で、生協、反核医師の会や民医連、医学生、診療所などの医療関係者からも続き、年間で9回、714人に証言しました。

⑨ 日本被団協への協力

東友会は、日本被団協が提起したすべての行動、会議などに積極的に参加し、日本被団協代表理事に大岩代表理事を、全国理事に家島業務執行理事を選出して、全国の被爆者運動を支えました。

日本被団協が選出、委嘱する事務局次長に濱住治郎業務執行理事を、日本被団協中央相談所委員会委員長に山田業務執行理事を派遣し、日本被団協の執行部の活動も支援しまし

た。

⑩「おりづるの子」(東京被爆二世の会)との連携

2013年4月、東友会のよびかけで「おりづるの子」が結成されて以来、東友会は「おりづるの子」の活動に協力してきました。東友会は、2017年度も「おりづるの子」との定期協議を四半期に1回開き、相互の協力関係をつよめました。

東友会が相談事業の重点のひとつにしている「地区なんでも相談会」は地域内の被爆者と被爆二世全員によびかけて開催していることから、「おりづるの子」の運営委員が交代で参加し、被爆二世としての思いを伝え入会のよびかけました。

「おりづるの子」は総会とともに、年2回の学習会を開いて交流を深め、運営委員や会員は、東友会の集会、行動や「猫の手会」の作業に参加したり、それぞれが住む地区の会の活動に協力しています。

9.財政の確立をはかります。

①法人の財政

■法人の一般会計

法人の財政は、被爆者の高齢化にともなって収入が減少し、毎年350万円ほどの支出超過が続いてきました。この補填は、協議会の平和基金会計からの支援を受けてきましたが、2017年度は、この繰り入れを受けずに運営できました。

これは、人件費節減に協力した事務局員の努力と相談事業の成果、新聞「東友」購読者の増加、財政委員会の活動によるものです。

【資料】法人収入金額の推移

単位:千円

年度	2013	2014	2015	2016	2017
法人会費	3,040	2,800	2,720	2,780	2,720
寄付金	19,631	17,748	16,325	12,630	12,165
委託事業収入	15,794	15,794	15,794	15,794	15,794
新聞会計収益	2,632	2,646	3,717	2,928	3,031
追悼事業募金(繰入額)	360	314	704	796	875
その他	73	5,737	2,376	1,659	1,284
総合計	42,820	41,530	45,039	36,587	35,869

<注>会費＝法人会員 2013年度から1人年間20,000円。2012年度は1人年間50,000円。
寄付金＝個人・団体の寄付金、共同募金指定寄付と配分金、実相普及募金、2012年度は慰霊碑移転募金、寄付金は、2012年度まで協議会会計で受けて法人に繰り入れ。一般社団法人東友会への移行後の2013年度からは法人の収入としている。2016年度は相談事業募金を含む。
新聞会計収益＝2015年度までは新聞紙代である「被爆者運動賛助費」から「東友」発行費用を差し引いた収益。2016年度以降は「購読料」から「東友」発行費用を差し引いた収益。
追悼事業募金(繰入額)＝2014年度までは追悼のつどい供花料。2015・2016年度は追悼事業会計からの繰り入れ。
その他＝2012年度は退職給付金取崩収入を、2013年度には東友会結成55周年募金、2014年度と2015年度は被爆70年事業寄付を含む。2016年度に70年事業会計を法人会計に繰入。2017年度は実相普及募金

【資料】法人の支出金額の推移

単位:千円

年度	2013	2014	2015	2016	2017
相談事業関係	32,120	32,035	33,129	31,455	31,158
管理事業関係	4,724	4,368	4,241	4,220	3,068
実相普及関係	1,350	958	1,236	574	0
慰霊事業関係	1,054	1,086	1,704	1,835	1,915
特別事業関係	3,219	632	6,188	602	357
総合計	46,125	42,467	39,079	38,686	36,498

<注>相談事業関係＝相談員人件費、刊行物など。
 管理事業関係＝事務所費、会議費、通信費など。
 実相普及関係＝原爆展、海外派遣など。2015年度は被爆70年事業を含む。
 慰霊事業関係＝追悼のつどい、広島・長崎平和式典への派遣。2012年度は慰霊碑移転事業も含む。
 特別事業関係＝結成55周年、被爆70周年事業など。2016年度以降は「ことづて」発行費。

* 追悼事業募金の活用

被爆者慰霊事業については、2015年に実施した「追悼事業募金」の残金から不足分を補うことができました。しかし、残金がなくなったため改めて、「追悼事業募金」をおこなう必要があります。

* 実相普及募金

海外での実相普及活動のために東友会は、2017年12月に新聞「東友」で「実相普及募金」を100万円の目標でよびかけました。

この募金は1カ月足らずで目標を突破し、年度末120万円余となり、次年度にそのまま繰越すことができました。今後は、法人に特別会計を立ち上げ、実相普及募金を有効に支出することを確認しています。

② 協議会の会計

【資料】協議会会費納入状況と都掌握世帯数の推移

会費額は単位：千円

年度	2013	2014	2015	2016	2017
会費納入金額	5,243	5,164	4,821	4,607	4,203
納入口数	2,627	2,586	2,361	2,304	2,099
納入率%	54.3	55.8	53.2	53.5	51.4
掌握世帯数	4,837	4,633	4,442	4,304	4,081
掌握世帯数増減	174減	204減	191減	138減	223減

<注>東友会会費は、1世帯・年間1口・2,000円。納入口数は、その年度に納入された会費口数。納入率はその年度始めの掌握世帯数からみた割合。
 これまでの最高額は2005年度。6069世帯・納入率68.7%・8,331,000円。

東京都原爆被害者協議会は掌握している被爆者世帯は、年間1世帯1口2000円の会費の納入をよびかけています。協議会会費の納入率は、近年5年間で納入口数で79%、金額で80%となり約100万円減少しました。これは、毎年250人近い被爆者が死去や転出していること、介護が必要になるなどして会費を納められない被爆者が増えているためです。

協議会費は、2017年度も法人事業を支えるためにその全額が活用されました。

③財政委員会の事業

東友会は法人理事と監事で構成する財政委員会（委員長：濱住治郎業務執行理事 副委員長：熊田理事 委員5人）を2017年度に4回開き、執行状況を把握するとともに、収入を増やすための工夫と経費削減について検討しました。

法人の財政を分析するなかで、高齢被爆者に依拠した会計では困難になることを考え、企業、支援団体、被爆者、被爆二世、遺族、支援者などに寄付・募金をよびかける方法について検討しました。

さらに、今後の事務局体制の検討と人件費の確保について長期的な展望を立てて検討することが重要な課題となっています。

2017年度東友会日誌抄

2017年 4月 1日～2018年 3月31日

2017年

4. 1 東京都と委託契約を結ぶ(総額15,794,000円)
 - 1 委託事業計画書(第1四半期)提出
 - 6 核兵器廃絶6.9行動(以後毎月)
 - 6 第9回協議会役員会
 - 11 協議会三役会議
 - 13 第6回協議会理事会
 - 15 ノーモア訴訟全国会議=東友会からの参加5人
 - 16 第1回相談員養成研修会(地区なんでも相談会 武蔵野・三鷹・西東京)
 - 20 東京都福祉保健局職員交代にともなうあいさつ
 - 20 緊急学習会「いまなぜ核兵器禁止条約か」
 - 25 「東友」No.390発行
 - 25 猫の手会／「東友」発送作業(以後、毎月)
 - 27 第12回法人拡大業務執行理事会

5. 6 2017原水爆禁止国民平和大行進～7日
 - 11 第11回協議会役員会
 - 13 第4回法人理事会
 - 16 法人監査、協議会会計監査
 - 20 「おりづるの子」(東京被爆二世の会)総会
 - 21 ノーモア訴訟全国会議
 - 25 「東友」No.391発行
 - 25 第13回法人業務拡大執行理事会
 - 30 慰霊碑清掃(江東)
 - 31 ヒバクシャ国際署名東京連絡会

6. 4 協議会第61回総会
 - 4 法人第69回総会
 - 5 日本被団協総会～6日
 - 8 日本被団協中央行動
 - 17 「6.17おりづるパレード」
 - 22 ノーモア訴訟第1次高裁・証人尋問
 - 25 委託事業計画書(第2四半期)提出
 - 25 「東友」No.392発行

- 29 第1回法人業務拡大執行理事会
- 7. 5 委託事業報告書(第1四半期)提出
 - 6 第1回協議会役員会
 - 20 ノーモア訴訟第1次控訴審傍聴
 - 21 慰霊碑清掃(足立)
 - 25 「東友」No.393発行
 - 25 ノーモア訴訟第1次控訴審傍聴
 - 26 東京都福祉保健局との懇談会
 - 27 第2回法人業務拡大執行理事会
 - 28 都議会公明党へのヒアリング
 - 30 第2回相談員養成研修会(東京全域)
- 8. 1 葛飾区平和祈念のつどい
 - 5 死没者名簿照合依頼(派遣遺族代表・死没者調査員)
 - 5 「東京の木」献水式(派遣代表・死没者調査員)
 - 6 広島市「原爆死没者慰霊式・平和記念式典」(派遣代表・死没者調査員)
 - 9 長崎市「原爆犠牲者慰霊平和式」(派遣代表・死没者調査員)
 - 9 「東京の木」献水式(派遣遺族代表・死没者調査員)
 - 10 死没者名簿照合依頼(派遣遺族代表・死没者調査員)
 - 21 地区なんでも相談会(練馬)
 - 25 「東友」No.394発行
 - 31 第3回法人業務拡大執行理事会
- 9. 5 都民ファースト都議団へのヒアリング
 - 7 共産党都議団へのヒアリング
 - 7 第2回協議会役員会
 - 11 都議会民進党へのヒアリング
 - 14 第2回協議会理事会
 - 19 慰霊碑清掃(葛飾)
 - 20 首相官邸前「おりづるアピール」
 - 24 原爆犠牲者追悼のつどい
 - 25 委託事業計画書(第3四半期)提出
 - 25 「東友」No.395発行
 - 28 第4回法人拡大業務執行理事会
 - 26 協議会役員学習会人
- 10. 5 委託事業報告書(第2四半期)提出
 - 5 第3回協議会役員会
 - 11 日本被団協全国代表者会議～12日
 - 13 日本被団協中央行動

- 18 ヒバクシャ国際署名東京連絡会＝東友会の参加5人
 - 25 「東友」No.396発行
 - 25 第5回法人拡大業務執行理事会
 - 26 東友会学習会「核廃絶とヒバクシャ国際署名」
 - 29 「原爆被爆者の墓」偲ぶつどい
 - 29 医療講演会
- 11. 1 ノーモア東京第2次訴訟控訴審傍聴・報告集会
 - 2 第4回協議会役員会
 - 9 第3回協議会理事会
 - 14 ノーモア訴訟東京第1次訴訟結審・報告集会
 - 16 「原爆被害者の基本要請」学習会＝参加39人
 - 18 第2回法人理事会
 - 19 第3回相談員養成研修会(地区なんでも相談会 目黒・渋谷・品川)
 - 21 都議会に「委託事業費に関する請願」提出
 - 25 「東友」No.397発行
 - 27 小池都知事にヒバクシャ国際署名への協力要請
 - 28 ノーモア訴訟広島地裁判決に関する厚生労働省申し入れ・記者会見
 - 30 第6回法人拡大業務執行理事会
- 12. 4 厚生労働大臣との協議
 - 6 広島高裁判決を受けた厚労省前座り込み
 - 7 第5回協議会役員会
 - 10 被爆者に年末見舞金を贈るつどい
 - 21 第7回法人拡大業務執行理事会
 - 23 慰霊碑清掃(事務局)
 - 25 委託事業計画書(第4四半期)提出
 - 25 「東友」No.398発行
- 2018年
- 1. 6 委託事業報告書(第3四半期)提出
 - 6 核兵器廃絶雷門前6.9行動
 - 11 第6回協議役員会
 - 16 ノーモア訴訟大阪高裁判決関連厚生労働省申し入れ・記者会見
 - 18 第4回協議会理事会
 - 23 ノーモア訴訟大阪地裁判決関連厚生労働省申し入れ・記者会見
 - 25 第8回法人拡大業務執行理事会
 - 25 「東友」No.399発行
 - 25 委託刊行物『常緑樹』No.81発行
 - 28 2018年東友会新春のつどい

2. 1 第7回協議会役員会
- 3 第3回法人理事会
- 9 ノーマア訴訟広島高裁判決関連厚労省申し入れ・記者会見
- 11 被爆者年末見舞い行動交流会
- 22 第9回法人拡大業務執行理事会
- 25 第4回相談員養成研修会（地区なんでも相談会 荒川・葛飾・足立）
- 25 「東友」No.400発行
- 20 都議会厚生委員会傍聴
- 28～3. 1 ビキニデーに代表派遣（熊田常任理事）

3. 1 第8回協議会役員会
- 7 ノーマア訴訟名古屋高裁判決関連厚労省申し入れ・記者会見
- 8 第5回協議会理事会
- 13 慰霊碑清掃（墨田、葛飾）
- 20 ヒバクシャ国際署名東京連絡会
- 25 「東友」No.401発行
- 27 ノーマア訴訟東京第1次訴訟控訴審判決・裁判所前行動・報告集会・記者会見
- 28 ノーマア訴訟東京高裁判決関連厚生労働省申し入れ
- 29 「東京都委託事業費に関する請願」都議会本会議で趣旨採択
- 29 第10回法人拡大業務執行理事会